

介護老人施設三光園 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人三光会が開設する介護老人保健施設三光園（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーション及び（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1） 施設名 介護老人保健施設三光園
- （2） 開設年月日 平成8年6月5日
- （3） 所在地 大分県中津市大字永添919番地
- （4） 電話番号 0979-26-0266 FAX 番号0979-24-8660
- （5） 介護保険指定番号 介護老人保健施設三光園（4450380011号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----|-----------------------------------|-------------------|
| (1) | 管理者 | 1人 |
| (2) | 医師 | 1人以上（介護老人保健施設と兼務） |
| (3) | 看護職員・介護職員
理学療法士・作業療法士
言語聴覚士 | 6名以上 |
| (4) | 栄養士（管理栄養士・栄養士） | 1人以上 |
| (5) | 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (6) | 事務員その他 | 必要に応じた適当数とする |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。（配置しない場合は、記載の必要はない。）
- (7) 介護支援専門員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (8) 事務員は庶務・経理・利用料と介護報酬等の請求業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 年末年始（12月31日から1月3日）を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、（介護予防通所リハビリテーション利用者を含め）40名とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚法その他必要

なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- （1） 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準による額の介護保険負担割合証に記載する利用者負担の割合の額とする。
- （2） 食費は620円を負担額とし、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域を原則として以下のとおりとする。

旧中津市（平成17年3月1日の合併前の中津市）

（施設の利用に当たっての留意事項）

第12条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙は原則として認めない。
- ・ 火気の取扱いは、十分気をつける。
- ・ 設備・備品の利用は、職員の指示にしたがう。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、職員と相談の上、持ち込む。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急時を除きできない。
- ・ 宗教活動は禁止する。
- ・ ペットの持ち込みはできない。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1） 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- （2） 火元責任者には、厨房職員を充てる。
- （3） 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が

立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める介護老人保健施設三光園の就業規則による。

（職員の健康管理）

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

（衛生管理）

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症及び食中毒の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理に関する事項)

第20条 当施設は、施設サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告書の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他従業者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる。

(記録の整備)

第22条 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人三光会理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成17年10月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

付則

この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

付則

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

付則

この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

付則

この運営規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

付則

この運営規程は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

付則

この運営規程は、令和 2 年 11 月 1 日より施行する。

付則

この運営規程は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

付則

この運営規程は、令和 6 年 10 月 16 日より施行する。